

射水市学校部活動在り方検討会設置要綱

(設置)

第1条 射水市の設置する中学校における部活動の在り方について調査、検討し、持続可能な部活動の環境と学校の働き方を考慮した部活動を推進するため、射水市学校部活動在り方検討会（以下「検討会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 検討会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 部活動の在り方についての調査・研究・検討に関すること。
- (2) 部活動の在り方についての情報収集に関すること。
- (3) 地域部活動移行に向けた拠点校や連携校、モデルとなる競技団体等の実践研究に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、検討会の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 検討会は、委員20人以内で組織する。

- 2 委員は、検討会の運営上必要となる者のうちから教育委員会が委嘱する。

(委員)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 検討会に会長1名及び副会長1名を置く。

- 2 会長は、教育長をもって充てる。
- 3 会長は、会議を進行する。
- 4 副会長は、委員の中から会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 検討会の会議は、教育委員会が招集する。

- 2 教育委員会が必要と認めた場合は、検討会の会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 検討会の庶務は、学校教育課及び生涯学習・スポーツ課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年10月22日から施行する。